

協会けんぽのマイナンバー取扱いのお知らせ

今年の1月から、雇用保険についてはマイナンバーの導入が始まり、被保険者資格取得届等の様式が変更になりました。社会保険関係については、12月1日に全国健康保険協会より「協会けんぽのマイナンバー取扱いのお知らせ」として、マイナンバーの利用開始日など具体的な案内が行われました。内容は次のとおりです。

いつからマイナンバーの利用が開始されますか？

協会けんぽでは、平成29年1月から各種申請書にマイナンバー欄の追加を行い、平成29年7月からは、他の医療保険者や行政機関等との情報連携を開始する予定としています。

従業員のマイナンバーの提出は必要ですか？

事業主は、協会けんぽに対して従業員や家族のマイナンバーを提出いただく必要はありません。被保険者等のマイナンバーについては、被保険者や事業主等の事務負担を軽減するため、原則として、日本年金機構や住民基本台帳ネットワークから収集を行うとしています。

どんな時にマイナンバーを利用しますか？

平成29年7月から、高額療養費などの給付申請において、非課税証明書等の証明書の添付が必要となる場合に、被保険者等の申し出によりマイナンバーを利用して添付書類の省略を可能とする予定であるとしています。

申請書にマイナンバーをご記入いただくことにより、添付書類の省略が可能となる予定の申請

- 高額療養費の申請
- 高額介護合算療養費の申請
- 基準収入額適用申請
- 食事及び生活療養標準負担額の減額申請
- 限度額適用・標準負担額減額認定証の申請

また、平成29年7月以降、他の医療保険者等から加入者情報等の情報照会があった場合に、国が準備している情報提供ネットワークシステムを通じて対応を行うとしています。

協会けんぽから被保険者・事業主等へのお願い

- ① 協会けんぽでは、平成28年12月末までの間は、被保険者等のマイナンバーが記入された申請書や住民票を預かることができないため、申請書や住民票については、マイナンバーが記載されていない様式で提出をお願いします。
- ② 平成29年1月以降、任意継続被保険者の方が被扶養者の届出をする際には、被扶養者のマイナンバーの届出が必要となりますので、申請書への記入をお願いします。

なお、被保険者の方は、保険証の記号番号を記入した場合には、マイナンバーの記入は不要です。

健康保険任意継続制度について

会社などを退職して被保険者の資格を喪失したときは、次の1、2の要件を満たしている場合、ご本人の希望により継続して被保険者となることができます。

1. 資格喪失日の前日（退職日）までに継続して2ヵ月以上の被保険者期間があること
※退職せず、勤務時間・日数の減少により健康保険の資格を喪失した場合も該当します。
2. 資格喪失日から20日以内に、「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出すること
※お住まいの住所地を管轄する協会けんぽ支部へご提出ください。
※健康保険組合に加入していた方は、健康保険組合にて手続きをします。

任意継続被保険者になった場合は、原則として、在職中と同様の保険給付が受けられます。ただし、退職日まで継続して1年以上被保険者であった方が、退職日時点で傷病手当金や出産手当金を受けているか、受ける条件を満たしている場合を除き、傷病手当金や出産手当金を受けることはできません。